

○廿日市市電子入札実施要領

平成22年3月1日

告示第17号

改正 平成24年3月28日告示第53号

平成24年6月29日告示第169号

平成25年3月29日告示第56号

平成27年3月26日告示第38号

令和元年6月25日告示第26号

令和3年3月29日告示第68号

(趣旨)

第1条 この要領は、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（端末を含む。以下同じ。）と入札参加資格者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用して行う建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条の建設工事のほか、土木建築の工事に関する測量及び建設コンサルタント等業務を含む。以下同じ。）の入札について、これを実施する場合の事務取扱について、法令及び他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 電子情報処理組織を利用して、入札から落札者決定までの手続（以下「入開札手続」という。）を処理するシステムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して入開札手続を行う入札をいう。
- (3) 書面入札 電子入札システムを使用しないで入開札手続を行う入札をいう。
- (4) 利用登録者 電子入札システムを利用することができる者として登録されている者をいう。
- (5) 電子参加 入札者が電子入札システムを利用して入札に参加することを

いう。

(6) 書面参加 入札者が電子入札システムを利用しないで入札に参加することをいう。

(7) 電子入札者 電子入札システムを利用する入札参加資格者をいう。

(8) 書面入札者 電子入札者以外の入札参加資格者をいう。

(9) 電子媒体 フロッピーディスク、CD-R、MO その他の電磁的記録の方法によって情報を保存する媒体であって、その記録内容の書換えができないようにしてあるものをいう。

(10) 開庁日 廿日市市の休日を定める条例（平成元年条例第27号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日をいう。

(11) 電子くじ 入札者が指定した任意の数字（くじ番号）と入札書到達時刻等を用いた演算式により、くじ引きを実施することをいう。

(12) 一般競争入札 廿日市市建設工事競争入札取扱要綱（平成20年告示第67号）第15条に規定する建設工事を対象とする入札をいう。

（入札執行者）

第3条 電子入札は、契約課長が執行するものとする。ただし、契約課長が都合により入札の執行ができない場合は、契約課長が指名した者が代行するものとする。

（電子入札の対象等）

第4条 電子入札は、建設工事等に係る一般競争入札、通常型指名競争入札及び契約課長が適当と認めるものについて行うものとする。

2 前項の入札（以下「電子案件」という。）に参加できる者は、利用登録者に限るものとする。

（電子案件への参加方法等）

第5条 利用登録者は、電子案件に参加するときは、電子参加をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、入札書受付締切予定日時の1時間前までに書面参加申請書（別記様式第1号）の書面により契約課長の承認を得た上で、当該電子案件におけるその後の手続について、書面参加をすることが

できるものとする。

- (1) 商号若しくは名称又は代表者の変更により、電子入札に必要な IC カードに格納されている情報が事実と一致しなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後遅滞なく IC カードの再取得の手続を行っている場合に限る。
 - (2) 破損、盗難等のため、電子入札に必要な IC カードが使用できなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後遅滞なく IC カードの再発行の手続を行っている場合に限る。
 - (3) その者の使用に係る電子計算機に障害が発生したとき。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、やむを得ない理由によって電子参加をすることができない状態になったとき。
- 3 当初から書面参加をし、又は途中から書面参加に変更した者については、当該電子案件において、電子参加に変更又は復帰することを認めないものとする。
- 4 書面参加の方法で行われた行為は、これと両立しない電子参加の方法で行われた行為（前項の規定に違反することが明らかなものを除く。）があるときは、無効とする。ただし、入札書の提出が重複した場合は、その両方を無効とする。

(システム障害等)

第 6 条 契約課長は、電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した入札手続きができないときは、入札等の延期又は書面入札への移行など適切な処置をとるものとする。この場合においては、電話、ファクシミリその他の電子入札システムを使用しない方法により、次の者に必要な事項を連絡するものとする。

- (1) 一般競争入札の場合にあつては、入札書その他の書類を提出している者
 - (2) 通常型指名競争入札の場合にあつては、指名通知を行った者
- 2 電子入札者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション（ソフト）を導入するなどの対策を講じるものとする。この場合において、ウィルス対策アプリケーションの種類は指定しないが、常に最新のパターンファイルを適用し、入札書等を作成又は提出するときは、必ずウィルス感染チェックを行うものとする。なお、提出された入札書等がウィルスに感染して

いることが判明した場合は、契約課長は、直ちに処理作業を中止し、電子入札システムの管理者に連絡するとともに、当該電子入札者と書類の提出方法を協議するものとする。

(電子案件の登録等)

第7条 電子案件の手続の日時については、次に掲げるもののほか、書面入札の場合におけるそれに準じて設定するものとする。

(1) 入札書の受付期間は、原則として、連続する2日間とし、入札書受付開始及び締切予定日時は、次のとおりとする。

ア 入札書受付開始予定日時は、書面入札の例によって定めたとした場合の入札日の午前9時とする。

イ 入札書受付締切予定日時は、アの日の翌開庁日の午後4時とする。

(2) 開札予定日時は、前号のイの日の翌開庁日の適宜の時刻とする。

(3) 内訳書開封予定日時（契約課長が工事費内訳書の内容を確認する予定日時をいう。）は、入札書受付締切予定日時の後であって、かつ、開札予定日時以前である適宜の日時とする。

2 契約課長は、当該電子案件について、入札の方式、建設工事等の案件名、手続の日時その他の必要な事項を電子入札システムに登録するものとする。

3 契約課長は、前項の登録内容を変更するときは、速やかに登録を修正するものとする。ただし、システム的に登録を修正できない場合は、当該建設工事等の入札を書面入札によって行うよう変更して、登録を取り消す等適切な処置を講じるものとする。この場合においては、前条第1項の規定を準用するものとする。

(公告)

第8条 一般競争入札である電子案件の公告には、別に定める事項のほかに、電子案件である旨その他の必要な事項を記載するものとする。

(指名通知)

第9条 通常型指名競争入札である電子案件の指名通知書は、当該案件が電子案件であることを明示した上で、電子入札システムを使用して電子入札者に送付するものとする。

(工事費内訳書の作成等)

第10条 電子入札者が作成及び提出する工事費内訳書については、別表に掲げるアプリケーション及び保存するファイル形式による電子ファイルとして作成し、電子入札システムの機能を利用して提出するものとする。ただし、電子ファイルの容量が電子入札システムの制限容量を超えることになる場合は、書面又は当該電子ファイルの内容を記録した電子媒体を提出するものとする。

2 書面である工事費内訳書は、次の事項を記載した封筒に封入して、前項のただし書の規定により電子媒体に記録した工事費内訳書は、その電子媒体に次の事項を直接可視的な方法で表示して、これを提出しなければならない。

- (1) 提出者の商号又は名称
- (2) 工事費内訳書が在中し、又は記録されている旨
- (3) 当該入札に係る建設工事等の名称及び開札日

3 契約課長は、必要があるときは、開札予定日時が到来する前に工事費内訳書の内容を確認することができるものとする。

4 工事費内訳書の内容を確認した職員は、これを部外者又は当該入札等に関係のない職員に漏洩しないようにしなければならない。

(入札書の提出)

第11条 電子入札者は、必要な事項の入力をした入札書を、電子入札システムを利用して契約課長に提出するものとする。

(入札辞退等)

第12条 電子入札者は、当該入札を辞退しようとするときは、入札書を提出することなく、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムを利用して辞退届を提出するものとする。

2 入札書受付締切予定日時までに電子入札システムを利用して入札書を提出しなかった電子入札者は、指名除外措置を行うことがある。

3 入札者は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。ただし、入札書を提出した後に、当該入札に参加するために必要な条件を満たさなくなり、その他当該建設工事等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場

合は、当該入札に参加する資格のない者がした入札として無効の扱いとする。この場合においては、当該入札書を提出した者は、開札予定日時までにその旨を契約課長に届け出なければならない。

(書面参加における書類提出等)

第13条 電子案件においては、書面入札者が行うべき行為の方式及びこれに対して契約課長が行うべき行為は、次に掲げるものを除き、書面入札の場合と同様とする。

(1) 入札書は、入札書が在中している旨並びに第10条第2項第1号及び第3号の事項を記載した封筒に封入して、郵送（契約課長が特に認めた場合に限る。）又は持参により契約課長に提出するものとする。

(2) 入札書に3桁のくじ番号を記載するものとする。ただし、くじ番号の記載のない場合は、「001」と記載されたものとする。

(3) 工事費内訳書は、工事費内訳書が在中している旨並びに第10条第2項第1号及び第3号の事項を記載した封筒に封入して、郵送（契約課長が特に認めた場合に限る。）又は持参により契約課長に提出しなければならない。

2 前項第1号の入札書の提出があったときは、契約課長は、これを開封することなく入札箱その他の施錠できる場所に入れて、開札予定日時までこれを厳重に保管しておかなければならない。

3 第1項第3号の内訳書の提出があったときは、契約課長は、これを開封することなく施錠できる場所に入れて、内訳書開封予定日時までこれを厳重に保管しておかなければならない。

(開札処理)

第14条 電子案件の開札処理を行うときは、入札参加者（立会いを希望するものに限る。）を立ち会わせるものとする。この場合において、書面参加があるときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 開札は、書面参加者の入札書を開封してその入札金額等を電子入札システムに登録した上で、電子参加者の入札書を電子入札システムを使って一括開札するものとし、書面参加がある場合は当該入札事務に関係のない職員の確認後、落札者

を決定し、又は落札候補者を選定するものとする。

- 3 開札後に資格要件の確認を行う入札にあって落札候補者を選定した場合は、電子入札システムその他の適当な手段により、資格要件確認書類の提出を依頼するものとする。ただし、廿日市市建設工事一般競争入札実施要領（事後審査型）（平成20年告示第72号）第7条第3項の規定により、全ての入札参加者に資格要件確認書類の提出を求めている場合は、資格要件確認書類提出依頼は省略するものとする。資格要件確認の結果落札者を決定したときは、電子入札システムその他の適当な手段により、落札者の決定を入札参加者全員に通知するものとする。

（くじ引き）

- 第15条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子くじによるくじ引きを行って落札候補者を選定するものとする。

（低入札価格調査）

- 第16条 低入札価格調査の対象となる入札があった場合は、契約課長は、電子入札システムその他の適当な手段により、調査及び保留する旨を入札参加者全員に通知するものとする。なお、調査の結果、落札者を決定したときは、電子入札システムその他の適当な手段により、落札者の決定を入札参加者全員に通知するものとする。

（開札の延期及び中止）

- 第17条 開札を延期する場合は、契約課長は、電子入札システムその他の適当な手段により、入札書を提出している者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

- 2 開札を中止する場合は、契約課長は、電子入札システムその他の適当な手段により、入札書を提出している者全員に開札の中止を通知するとともに、入札書を開封せずに電子入札システムに結果登録するものとする。

（再度入札）

- 第18条 入札の執行後に予定価格を公表する電子案件において、開札の結果、落札となる価格の入札がないときは、直ちに再度入札に付することができる。

2 前項の規定により再度入札に付する場合において、初度入札において最低制限価格に満たない価格をもって入札をした者は、当該再度入札に参加することができない。

3 契約課長は、再度入札を行う場合は、電子入札システムその他の適当な手段により、入札参加者全員にその旨及び再度入札の日時（入札書の受付期間は、原則として、当初の入札の開札日の翌開札日の午前9時から午後4時までとする。）を入札結果とあわせて通知するものとする。

4 電子案件に係る再度入札において、当初の入札に電子参加した者が、書面参加に変更する場合は、第5条第2項の規定を準用する。なお、入札者のうちのいずれかの者が、この規定による書面参加に変更した再度入札における開札処理は、第14条第2項の規定にかかわらず、書面入札の例によって行うものとする。ただし、電子参加した者の入札書は、電子入札システムを使用し開札する。

5 再度入札の回数は、1回までとする。

（資格要件確認書類の提出）

第19条 事後審査型一般競争入札の資格要件確認書類は、公告に定める方法により契約課長に提出するものとする。

（資格要件確認書類提出書受付票の発行等）

第20条 契約課長は、資格要件確認書類を受理したときは、資格要件確認書類提出書受付票を電子入札システムにより発行するものとする。

（資格確認結果通知書の発行）

第21条 一般競争入札に係る資格確認結果通知書は電子入札システムを利用して電子入札者に送付するものとする。

（ICカードの不正使用等）

第22条 電子入札に参加し、開札までにICカードの不正使用等が判明した場合は、当該案件への入札参加資格又は指名を取り消すものとする。

2 落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。

3 電子入札者が IC カードを不正に使用等した場合には、指名除外等を行うことがある。

(書類の様式に関する特例)

第 23 条 電子入札システムの仕様によって発行された書類は、それぞれ所定の様式にしたがって作成された書類とみなす。

(その他)

第 24 条 その他必要な事項は、この要領に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 28 日告示第 53 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 6 月 29 日告示第 169 号)

この告示は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日告示第 56 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 26 日告示第 38 号)

この告示は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (令和元年 6 月 25 日告示第 26 号)

この告示は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 29 日告示第 68 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第10条関係）

番号	アプリケーション名	ファイル形式
1	Word (Microsoft Corp.)	
2	Excel (Microsoft Corp.)	
3	その他	PDF 画像ファイル（JPEG、TIFF 又は GIF 形式） 圧縮ファイル（Zip 又は Cab 形式、ただし自己解凍形式（EXE 形式）は認めない。） その他契約課長が認めた形式

様式第 1 号（第 5 条関係）

書面参加申請書

年 月 日

（発注者） 様

（申請者）
住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

次の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は、当社においては次の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、書面入札方式で参加します。

1 発注件名

（第 1 回入札書締切日時： 年 月 日 時 分）

2 電子入札システムでの参加ができない理由

発注者処理欄						
案件番号	:					
業者 S I D	:					
入札書提出締切日時	:	年	月	日	時	分
本申請書提出日時	:	年	月	日	時	分
本申請書受付者職氏名	:	職名		氏名		
本申請書提出方法 等	:	持参（提出者名		）	・郵送	・その他
特記事項	:					
手続き経過の確認結果	:	電子手続なし・希望書等電子提出済・入札書電子提出済・他				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。